

## 富山県地域防災計画（原子力災害編）改定案に係るパブリック・コメントの概要

## 1 パブリック・コメントの概要

- (1) 実施期間 平成25年3月11日（月）～4月1日（月）
- (2) 募集方法 電子メール、FAX、郵送等
- (3) 意見件数 1団体・11個人、69件（延べ件数）

## 2 主な意見の概要とそれに対する県の考え方

- (1) 安全対策の充実等に関する意見 . . . . . 意見を踏まえ記述を追加。  
 《主な意見》
  - ①原子力防災に関する知識の普及と啓発の方法
    - ・計画の概要版に加えて、「パンフレット、解説書、DVD等」の活用を追加（P47）
    - ・普及啓発活動における自主防災アドバイザーの活用と、「防災士」の活用を追加（P47）
  - ②防災訓練の充実
    - ・防災訓練の実施項目に「災害図上訓練（DIG）」を追加（P49）
  - ③避難所における生活環境の充実
    - ・避難所において、「女性」等に配慮した環境の確保を追加（P79、80）など
- (2) 国の原子力災害対策指針で検討課題となった事項等に関する意見  
. . . 今後、国の指針が見直され、計画の再改定を検討する際、本意見も踏まえ計画の充実に努める。  
 《主な意見》
  - ①PPA（放射性物質を含む気体等が通過する際、被ばく等の影響が想定される地域）の設定と対策
  - ②安定ヨウ素剤の配布対象地域の拡大や服用方法についての指導 など
- (3) 計画作成への県民参加や災害対策の財政措置、志賀原発との連絡体制等に関する意見 . . . 既に対応済み。  
 《主な意見》
  - ①志賀原発と県・市町村との情報伝達体制の整備
  - ②原子力防災対策は、原子力事業者が財政負担すべき
  - ③原子力規制委員会の拡散シミュレーションは地形情報を考慮していないため、信頼性に限界がある。SPEEDIを活用したシミュレーションを実施すべき など
- (4) 緊急事態区分、緊急時活動レベル(EAL)等に関する意見 . . . 国指針等を踏まえた県の考え方を示しました。  
 《主な意見》
  - ①UPZ（平常時から防護対策を重点的に実施すべき地域（概ね原発から30km））の設定の拡大
  - ②EALや原発事故の状況を表す緊急事態区分（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態）の設定や対策
  - ③OIL（防護措置の実施を判断するための判断基準（運用上の介入レベル））の根拠
  - ④想定する事故は、福島原発事故ではなくチェルノブイリ原発事故とすべき など
- (5) 原子力発電所の廃止や再稼働等に関する意見  
. . . 原子力発電を含むエネルギー政策は、安全性の確保が大前提であるが、国民生活や産業の重要な基盤であり、日本再生のための成長戦略や温暖化対策、国民負担等を総合的に勘案し進めていかなければならない国の重要政策である。このため、原子力発電所の廃止や再稼働は、法律上の権限と責任を有する国において検討し判断されることであり、地域防災計画には馴染まないものと考えました。

## 《意見の概要と考え方》

No.	区分	意見の概要	意見に対する考え方
1	計画の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福島原発事故の教訓で、原子力災害の発生は防止できない。減災を目的とすべき。</li> <li>●県民の健康への影響を最小限とする対策を講じて欲しい。</li> </ul>	<p>計画の目的は、災害対策基本法等に基づき県民の生命・財産等の原子力災害からの保護であり、そのための災害対策を記述しているところである。</p>
2	北陸電力との安全協定の締結	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安全協定に、志賀原発再稼働の「事前承認権」を盛り込むことを計画に明記すべき。</li> <li>●自治体が主体性を持ち、必要な事項を盛り込んで欲しい。</li> </ul>	<p>現在、県では、北陸電力と石川県と同等の内容での安全協定の締結に向け協議中である。また、北陸電力では、原発敷地内の破砕帯を調査中であり、その結果や国の動向等を踏まえ協議してまいりたい。</p>
3	緊急時防護措置を準備する区域UPZの範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福島原発事故では計画的避難区域に設定された飯館村は施設から約30～48kmにあり、60kmの地点でも、事故後20<math>\mu</math>Sv/h以上を観測。アメリカは在日米国人に80km避難を指示した。PAZは30km以上、UPZを80km以上に設定すべき。</li> <li>●UPZの区域は、具体的な範囲が明確でない。</li> <li>●福島県飯館村は、原発から30km以上離れているが、事故発生1カ月後全村避難となった。本県では県西部の全地域を設定すべき。</li> <li>●対応措置については、各区分の状況が段階を経て進行するとは限らず、迅速な対応が必要。</li> <li>●避難させる範囲の基準が合理性がない。国の拡散シミュレーションでは、UPZの範囲を超過している。30km以遠の避難計画が必要。</li> <li>●氷見市以外の市町村でも、必要に応じて避難者の受け入れや原子力防災を実施することになるため、県内の全自治体で地域防災計画の原子力災害編を作成すべき。</li> </ul>	<p>UPZは、国の原子力災害対策指針において、平常時から避難などの防護対策を重点的に準備する地域として、「原子力施設から概ね30km」が目安とされている。</p> <p>県では、国の指針を踏まえるとともに、IAEAの国際基準や主要国の例、石川県の設定（概ね30km）並びに原子力規制委員会が示した放射性物質の拡散シミュレーション結果（IAEAの避難の線量基準（100mSv））の範囲が志賀原発から最大19kmであること等を勘案し、原子力施設から概ね30kmとしている。本県では氷見市が該当するが、具体的な範囲は、氷見市地域防災計画に記載される予定である。県では、今後、更に詳細な地形情報や気象条件を踏まえたSPEEDIによる拡散シミュレーションを実施し、結果を踏まえて必要があれば検討したい。</p> <p>UPZ外でもOILの設定値を超えた場合、防護措置やPAZやUPZからの避難受け入れ等が想定されるため、既に、県では、市町村担当課長会議等を開催するなど、各市町村に本計画改定の情報を提供している。</p>
4	放射性物質の拡散シミュレーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>●原子力規制委員会の拡散シミュレーションは地形情報を考慮していない。精度、信頼性に限界がある。</li> <li>●京都府、滋賀県、岐阜県は独自に放射性物質の拡散シミュレーションを実施し、計画に反映させることを考えている。県は詳細内容を把握しているのか。また、SPEEDIを活用しシミュレーションを実施すべきと考える。</li> <li>●放射性物質拡散シミュレーションを富山県や県内全市町村が参加し、実施すべき。</li> <li>●国の放射性物質拡散シミュレーションに不備があるため、県が独自に放射性物質拡散シミュレーションを実施すべき。</li> </ul>	<p>県では、今後、更に詳細な地形情報や気象条件を踏まえたSPEEDIによる拡散シミュレーションを実施し、結果を踏まえて必要があれば検討したい。</p>

## 【UPZ】

放射線被ばくによる健康への影響を最小限にするため、EALやOILに基づき、緊急時の防護措置（避難、屋内退避等）を準備する区域

## 【SPEEDI】

周辺環境における放射性物質の大気中濃度や被ばく線量などを、放出源情報、気象条件及び地形データをもとに迅速に予測するシステム

5	緊急事態区分や緊急時活動レベル (EAL)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県は必要に応じ、北陸電力と協議し、EAL の詳細設定や修正を求めていることができることを明記すべき。</li> </ul>	<p>EAL は、原子力災害対策指針に基づき、北陸電力が、施設特性や周辺状況等を勘案し、原子力事業者防災業務計画に反映することとなっている。計画修正の際は、県との協議が義務付けられており、既に制度化されている。</p>
<p>【緊急事態区分】 原子力施設の状況に応じて区分された状態。</p> <p>【EAL】 どの緊急事態区分に属するかを判断するために用いられる観測可能な基準</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急事態区分に応じた措置等について、各区分の状況が段階を経て進行するとは限らない。</li> <li>● 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (EAL) に基づく措置において、PAZ の住民は、全面緊急事態で初めて避難を実施することとなっているが、遅すぎる。措置は、区分の一段階早い対応が必要と考える。</li> <li>● 緊急事態の区分はあるが、個々の緊急事態で防護措置が決まるわけではなく、事故の推移を明らかにする事故想定が必要。</li> </ul>	<p>EAL は、原子力災害対策指針等を基に規定されており、緊急事態の区分毎に必要な対策を講じることができるものと考えている。</p> <p>今後、原子力事業者が原子力施設の特性を踏まえ設定する施設毎の EAL が追加されるほか、訓練等の結果や新たな技術的知見等を踏まえ、住民等の安全確保のため、より適切な段階で対策が講じられるよう継続して見直しをなされる予定であり、県では、国での見直しを踏まえ、適切に対応したい。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● UPZ 以内の住民は、放射性物質が放出され、汚染が確認されたからの避難となるが、汚染を確認した後の避難であるため被ばくし、その基準も高い被ばくを認めるものである。</li> <li>● 冷却材が漏洩した場合は避難準備、冷却機能が失って初めて避難となるが、遅すぎる。</li> <li>● UPZ 内の住民は、放射性物質が放出され汚染が確認された後に避難することとなっており、その基準も高すぎる。</li> </ul>	<p>国の原子力災害対策指針に基づき、放射性物質の放出前に原発の状態を避難等を判断する基準 (EAL) を設定した。EAL は、「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」、「全面緊急事態」の3段階を設け、段階的に措置を講じることとしている。</p> <p>警戒事態や施設敷地緊急事態の段階では、PAZ では避難準備、UPZ では屋内退避準備等の準備活動を行い、放射線による影響の可能性が高まる「全面緊急事態」の段階では、PAZ では避難実施、UPZ では屋内退避等の防護措置を行なうこととしている。全面緊急事態でも、即時に被ばく影響が必ずしも生じるものではないと考えている。</p> <p>県では、EAL に基づき、放射性物質放出前から段階的に防護措置を講じ、放射性物質の大気中の拡散予測を行う SPEEDI も活用し、放射性物質が放出された後は、放射線量の実測値を踏まえ避難等基準 (OIL) に基づき、迅速に対応することとしている。</p>
6	運用上の介入レベル (OIL)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 500 <math>\mu</math> Sv/h の根拠となる包括的判断基準 50mSv/週は、計画的避難区域設定値となる 20mSv/年以上や、1mSv/年 (ICRP に準拠して示した一般人の被ばく限度) と比較して非常に高いが、どのような判断をしたのか。</li> <li>● 福島原発事故の際、3月12日10時の時点でサイト西5.5kmの双葉町山田地区では、32.47 <math>\mu</math> Sv/h と通常の720倍を記録しているが、県ではどのように考えているのか。</li> <li>● 原子力規制委員会が実施した放射性物質拡散シミュレーションでは、IAEA の避難を必要とする 100mSv/週を基準としているが、今回の OIL の包括的判断基準である 50mSv/週と異なる。また、50mSv/週で放射性物質拡散シミュレーションを行った場合、30km の円内に収まらない。</li> </ul>	<p>国は、原子力災害対策指針で OIL を設定する際、福島原発の事故を踏まえ、実効的な防護措置を行う判断基準となるよう検討したところである。</p> <p>また、被ばくを回避するため、放射性物質の放出前に、原子力施設の状況に応じ、避難等の予防的な防護措置を講じるためのスキームを導入しており、OIL に基づく防護措置は、この対処を行った上で、放射性物質の放出により空間放射線量率の上昇等が判明した地域において、できる限り被ばくを低減するために実施されるものである。</p> <p>一方、OIL の基準は、県民の安全性の確保の観点から、IAEA の国際基準よりも、更に安全側に立った放射線量の実測値の基準を設定している。</p> <p>なお、県の計画案では、放射性物質の大気中の拡散予測を行う SPEEDI も併せて活用し、住民の避難等の参考情報とすることとしている。</p>
<p>【OIL】 防護措置導入の判断に用いられる放射線測定器による測定値などより求めた基準</p>			

7	避難計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●氷見市の海岸近くに老親と居住しており、自動車を運転しないため移動手段がない。近くに高台もない。住民の避難計画もなしに原発を稼働し続けるのは危険であり止めて欲しい。</li> <li>●子どもたちの避難について、特記が必要。親が迎えに来ないことなど、子どもたちの避難計画をしっかりと記載すべき。</li> <li>●県内は深刻な汚染が予想されるため、県外への避難指導計画が必要。</li> </ul>	<p>今後、氷見市では、避難シミュレーションの結果等を踏まえ、具体的な避難の場所、経路、移動手段等を検討し、「避難計画」を策定することとしており、県としても支援してまいりたい。</p> <p>また、本計画では、学校等施設における避難措置として基本事項を示しており、今後、本計画を踏まえ、各学校等において実効性のある具体的な避難計画が策定されるよう支援してまいりたい。</p>
8	安定ヨウ素剤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県内全域をPPAと考案対策を明記すべき。全市町村に安定ヨウ素剤を事前に配布し、保管や予防服用の具体的な手順を、決めておくべき。</li> <li>●福島原発事故で小児甲状腺がん発生率が高い。安定ヨウ素剤についてどう考えているのか。</li> <li>●安定ヨウ素剤について、松本市の災害時医療救護活動マニュアルを参考にすべき。</li> <li>●安定ヨウ素剤を事前に住民へ配布し、勉強会を継続的に実施すべき。</li> </ul>	<p>国の指針では、PPA導入やUPZでの安定ヨウ素剤の服用等は、今後の課題とされた。今後、国の指針が再改定され、検討課題が明確になれば、本計画を再改定することとしている。</p> <p>安定ヨウ素剤については、氷見市のUPZ内の40歳未満の住民の3回(3日)分を購入したほか、民間製薬会社の寄附により、原発から50km圏内の市の40歳未満の住民1回(1日)分を配備したところである。</p>
<p>【安定ヨウ素剤】 甲状腺被ばくを軽減するために、服用する医薬品</p>			
9	モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県は、石川県や県内のモニタリング測定値を日常的に監視し、状態を独自に把握するとともに、その情報をホームページ等で住民に提供できるように取り組むべき。</li> <li>●危険な地域、安全な地域が認識できるよう、モニタリング体制を整備すべき。16方位均等にモニタリングポストを配置し、市町村の分布を考慮、風向き等の特徴を考えるほか、避難等の誘導要員が、測定器を携帯していることが必要。</li> </ul>	<p>県では、県内にモニタリングポスト等を9基配置し、365日24時間連続で放射線量を監視している(富山県環境放射線監視ネットワークシステム)。</p> <p>また、石川県と観測データを共有し、連携しながら監視を行っており、当該情報は、本県のホームページにてリアルタイムで公開している。</p> <p>なお、平成24年度に放射線測定器を91台整備したほか、今後、30km圏内の学校や警察署、消防署等に携帯型の放射線測定器を整備することとしている。</p>
10	情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>●志賀原発と県・市町村のホットラインの整備。</li> <li>●再稼働し、原子力災害が発生した場合、県をまたいでいることで、緊急時の連絡網に富山県内の自治体は入っておらず、ましてやその屏風の麓の、もっとも放射能リスクの高い新川地区の自治体は除外の外です。</li> <li>●市民へ速やかに適切な情報を伝達するための、迅速な意思決定と情報伝達体制づくり。</li> </ul>	<p>原子力災害時においては、原子力災害対策特別措置法により、北陸電力から原子力防災業務計画に基づき富山県及び氷見市に連絡が入ることとなっている。</p> <p>また、平成24年度に、国と県庁、氷見市役所を専用回線で結ぶテレビ会議システムを整備したほか、平成25年度には、県庁屋上に地上回線が故障した場合のバックアップとして専用の衛星アンテナを整備することとしている。</p> <p>県は、国や北陸電力から通報連絡を受けた事項について、氷見市、その他の全市町村等に連絡することとしている。</p>
11	原子力防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>●訓練については、抜き打ちで、計画に定めた放射能監視体制に沿った訓練や、当日の風向きで避難先を決めるなど、実際の事故を想定した訓練を実施すべき。</li> <li>●定期的な原子力防災訓練の実施。</li> </ul>	<p>計画では、具体的な災害を想定した、総括的な防災な訓練を実施するとともに、事後評価を行い、必要に応じて訓練方法等を見直すなどの基本的な事項を示している。訓練の企画・実施に際しては、こうしたことを踏まえ、より実効性のある訓練となるよう努めてまいりたい。</p>
12	防災教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもや親たちへの原子力災害に関する普及啓発等を推進するための方法等が必要。</li> </ul>	<p>本計画では、学校等における防災教育の推進に係る基本方針を示している。普及啓発については、今後、わかりやすい計画の概要版やパンフレットを作成し、教育委員会や学校等と協議し進めてまいりたい。</p>

13	自治体の 役割等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福島原発事故では、自治体は国の指示待ちで適切な対応をとることができなかった反省を踏まえ、自治体が事故判断能力を持つことが必要</li> <li>●初動段階では、自治体の役割が最も重要。国の指示待ち、情報の公開の遅れが予想されるため、自治体が独自で判断し、実行できるようにするべき。</li> <li>●初動体制を主導する市町村が何を準備できるか、そのために県や国はどのようなバックアップをとることができるのかが大切。</li> <li>●県と関係自治体は主体性が低い。志賀原発から遠方の松本市では、松本市放射性物質事故災害対策指針を策定しているが、松本市の対応をどう評価するのか。</li> <li>●自治体が主体的に関わることにより、「能力確保」、「要員確保」、「教育」、「訓練」、「専門的知識」など自治体職員、関係機関が、基本的かつ重要な資質を蓄える最高の機会であるが、どのように考えるか。</li> </ul>	<p>本県では、国の対応を待つことなく、地域防災計画の改定に着手し、県防災会議等で議論するとともに、石川県との間で原子力防災対策の連携を協議する連絡会議、県内市町村担当課長会議等を開催し、主体的に取り組んできたところである。</p> <p>さらに、実践的な防災訓練や国等と連携した緊急時モニタリングや緊急時被ばく医療に関する研修等を通じ人材の育成に努めることとしている。</p> <p>一方、避難については、原子力災害時には、EALやOIL等の基準を踏まえ、国において、北陸電力から連絡される原発の状態の報告や緊急時モニタリング情報を集約し、専門的な視点から、避難の必要性を判断した上で、指富山県や関係市町村を通じて指示を住民に伝えることとしているが、複合災害の発生等で国と連絡が取りにくい場合などには、県又は市町村が独自に避難等の指示を出すことも、災害対策基本法の規定により可能である。</p>
14	計画作成 への住民 の参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>●策定作業へ住民が参加すべき。福島から避難された方や住民による策定作業への参加が必要。また、広範囲の住民説明会とその反映が必要と考えるが、どのように対応するか。</li> <li>●福島原発の教訓を踏まえ、地域防災計画の策定に住民参加は不可欠。</li> </ul>	<p>本計画は、県防災会議等で議論するとともに、より広く県民の意見を反映させるため、男女共同参画や高齢者、障害者等に関連する委員を増やしたところである。また、本年3月には、一般県民からのご意見・提案をいただくため、パブリック・コメントを実施したところである。</p> <p>今後、わかりやすい計画の概要版やパンフレット等を作成し普及啓発に努めてまいりたい。</p>
15	福島原発 の評価・ 原因分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福島原発事故の原因と対応の根拠であるICRPとIAEAの基準をどう評価しているか。</li> <li>●福島原発事故の原因や影響の実態は解明されていない。また、福島原発事故の原子炉と志賀原発の原子炉は同系統だが、どう考えるのか。</li> <li>●事故は、チェルノブイリ原発事故（炉心溶融から水蒸気爆発、圧力容器破壊等）を想定すべき。</li> <li>●事故想定をチェルノブイリ級や地震との多重災害を想定すべき。</li> <li>●国の計画やIAEAを基本とするのではなく、独自の検証等を基に作成すべき。</li> </ul>	<p>国は、原子力指針を策定するに当たって、「最新の国際的知見を積極的に取り入れる等、計画の立案に使用する判断基準等が常に最適となること」を基本とし、国際放射線防護委員会（ICRP）や国際原子力機関（IAEA）の知見を参考とするとともに、福島原発事故の経験・教訓に基づいた考え方を盛り込んでいる。</p> <p>本県の計画改定案は、こうした国の原子力災害対策指針を踏まえて作成している。</p>
16	ERSS	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ERSSの情報が、県や市町村に直接伝わる体制を構築すべき。</li> <li>●緊急事態区分の状況判断は北陸電力に委ねるのではなく、自治体が常に監視できるシステムを構築し、ERSSの活用も考えるべき。</li> <li>●ERSS内のPBS（プラント事故挙動データシステム）は、志賀原発の主な事故（約10通り）想定しており、県において当該データを基にSPEEDIによる放射性物質拡散予測を行い、その結果からUPZやPPAを設定すべき。</li> </ul>	<p>ERSS情報は、原子力規制委員会等が所管することとなっており、県は、直接入手できないが、原子力災害時には、原子力防災専門官から県へ同等の情報が連絡されることとなっている。</p> <p>また、県では、今後、地形情報等を踏まえたSPEEDIによる拡散シミュレーションを行うこととしており、その結果を踏まえ、必要があればUPZの範囲を検討したい。</p>

**【ICRP】**  
 専門家の立場から放射線防護に関する勧告を行う国際組織

**【IAEA】**  
 原子力平和利用を通じて世界の平和と繁栄に貢献することを目的に設立された国際機関

**【ERSS】**  
 発電所からオンラインで運転状況、放射線モニタの状況及び気象データなどの情報の収集を行い、事故の状況を判断するシステム

17	原子力防災対策の財政措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本計画は、原子力発電所が存在するから策定するものであり、原子力事業者が財政措置を講じるべき。</li> </ul>	原子力防災対策の必要経費は、電力事業者が負担する電源開発促進税などを財源に、原則、国等が負担している。
18	安全対策の充実 (文章の修正等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ビジュアルに富んだ地域防災計画概要版、パンフレット等に「DVD」を追加すべき。</li> <li>●富山県自主防災アドバイザーを活用した普及・啓発活動に富山県防災士を追加すべき。</li> <li>●防災訓練の実施の中に、災害図上訓練「DIG」を追加すべき。</li> <li>●「被ばく管理」の項目に「労安法放射線障害予防規則を遵守」を追加すべき。</li> <li>●女性に配慮した環境の避難所について明記すべき。</li> <li>●EALの措置について、各段階を経て進むとは限らない。「留意する」ではだめ。</li> </ul>	ご意見を踏まえ、修正しました。 (※ EALについては、留意→想定に修正。)
【DIG】 地図を使い、参加者が議論しながら災害発生後の地域の被害状況や対応を予想する演習手法	19	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本計画の目的は、原子力災害対策の必要のない状況（廃炉）を早くつくることであるべき。</li> <li>●原発継続ありきの計画である。原発廃炉を考えるのが基本。また、がれきの処理は中止すべき。</li> <li>●富山県として、東日本大震災を踏まえ、志賀原発再稼働の最低条件を北陸電力、石川県に示すべき。</li> <li>●志賀原発で事故が起こった場合、立山連峰が屏風となり、富山県は石川県内以上に放射能が溜まり大惨事になる。志賀原発を再稼働しないよう働きかけるべき。</li> </ul>	原子力発電を含むエネルギー政策は、安全性の確保が大前提であるが、国民生活や産業の重要な基盤であり、日本再生のための成長戦略や温暖化対策、国民負担等を総合的に勘案し進めていかなければならない国の重要政策である。このため、原子力発電所の廃止や再稼働は、法律上の権限と責任を有する国において検討し判断されることであり、地域防災計画には馴染まないものと考えました。
	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本計画には、今後の検討課題が多く残されており、改定案の名称は適当ではない。</li> <li>●今後の検討課題が多すぎる。</li> </ul>	地域防災計画は、法令により、国の原子力災害対策指針等に基づき、策定が義務付けられており、本計画は、去る2月の原子力災害対策指針等を踏まえ改定するものである。 国の指針では、緊急時モニタリングの在り方、安定ヨウ素剤の配布・服用の方法等が今後の課題とされており、県では、国の指針が再改定されれば、必要に応じ本計画の再改定を行うこととしている。